

青森県報

第二千五百四号

平成十七年
七月十九日
(火曜日)

目次

告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉保険課) ……一
- 身体障害者福祉法による医師の指定……………(障害福祉課) ……一
- 身体障害者福祉法による居宅支援事業者の指定……………(同) ……二
- 知的障害者福祉法による居宅支援事業者の指定……………(同) ……二
- 児童福祉法による居宅支援事業者の指定……………(同) ……二
- 地力増進対策指針の制定……………(食の安全・安心推進課) ……二

公 告

- 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活政策課) ……三
- 右 同……………(同) ……三
- 土地改良区の定款変更の認可……………(農村整備課) ……三

告 示

青森県告示第六百十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十七年七月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は 氏名	指定居宅サービス事業者		居宅サービスの種類	名称	所在地	指 定 年 月 日
	主たる事務所の所在地又は住所	名称				
有限会社やよい	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸の一丁目八五の五	活介護型共同生活	痴呆対応	グループやよい	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸の一丁目八五の五	平成十七年七月十九日

青森県告示第六百十五号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

平成十七年七月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	勤務する病院等		診療科目	指 定 年 月 日
	名称	所在地		
近藤 慎浩	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	第一外科（心臓機能障害）	平成十七年七月十九日
伊東 和雄	弘前中央病院	弘前市大字吉野町三の二	心臓血管外科（心臓機能障害）	〃
百田 行雅	白生会胃腸病院	五所川原市中平井町一四二の一	外科（直腸機能障害）	〃
水野 稚香	青森県立あすなろ学園	青森市大字石江字江渡一〇一	整形外科（肢体不自由）	〃
相沢 俊二	三沢市立三沢病院	三沢市中央町四丁目一〇	外科（直腸機能障害）	〃

青森県告示第六百十六号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、次のとおり身体障害者居宅生活支援事業を行う者を指定したので、同法第七十二条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十七年七月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者		身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
社会福祉法人 藤崎町社会福祉協議会	南津軽郡藤崎町大字常盤字富田七〇の一	藤崎町社協水 ー ムヘルプサ ー ビスセンター	南津軽郡藤崎町大字常盤字富田六七の一	平成 一七 ・ 七 ・ 一
居宅介護 等事業	居宅介護 等事業			

青森県告示第六百十七号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、次のとおり知的障害者居宅支援事業を行う者を指定したので、同法第十五条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十七年七月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者		知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
社会福祉法人 のぞみ会	八戸市大字大久保字大山二の二〇	のぞみ園	八戸市大字大久保字大山二の二〇	平成 一七 ・ 七 ・ 一
社会福祉法人 藤崎町社会福祉協議会	南津軽郡藤崎町大字常盤字富田七〇の一	藤崎町社協水 ー ムヘルプサ ー ビスセンター	南津軽郡藤崎町大字常盤字富田六七の一	"
居宅介護 等事業	居宅介護 等事業			

青森県告示第六百十八号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、次のとおり児童居宅生活支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十七年七月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者		児童居宅生活支援事業を行う事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
社会福祉法人 藤崎町社会福祉協議会	南津軽郡藤崎町大字常盤字富田七〇の一	藤崎町社協水 ー ムヘルプサ ー ビスセンター	南津軽郡藤崎町大字常盤字富田六七の一	平成 一七 ・ 七 ・ 一
居宅介護 等事業	居宅介護 等事業			

青森県告示第六百十九号

地力増進法（昭和五十九年法律第三十四号）第六条第一項の規定により、平賀町葛川地力増進地域に係る地力増進対策指針を次のとおり定めたので、同条第四項の規定により公表する。

平成十七年七月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 土壌の性質

本地域は、標高約四百メートルで火山性丘陵地の中腹に位置し、表層の土性は壤質から壤質の表層腐植質黒ボク土と淡色黒ボク土が分布している。土壌の保肥力は、全般に中庸であるが、りん酸の固定力が大きく、石灰と加里の集積と苦土の不足による塩基状態の不良な土壌が多い。また、表層は、仮比重が小さく、軽しうなため、膨軟であるが、乾燥しやすい。
- 二 土壌の性質の改善目標

(一) 作土の厚さは、二十センチメートル以上とする。

- (一) ペーハーは、野菜類については六・ から六・五までとする。
- (二) 塩基の状態は、塩基飽和度を六十パーセントから八十パーセントまで、石灰飽和度を四十五パーセントから六十五パーセントまで、苦土飽和度を十パーセントから二十五パーセントまでとする。また、苦土及び加里の当量比は二以上とする。
- (三) 交換性加里含量は、乾土百グラム当たり二十ミリグラム以下とする。
- (四) 可給態りん酸含量は、乾土百グラム当たり二十ミリグラム以上とする。
- (五) 土壌の性質を改善するための資材の施用に関する事項及び耕うん整地その他地力の増進に必要な営農に関する事項
- (六) 深耕により作土の厚さを確保する。
- (七) 石灰質資材及びりん酸質資材は、土壌ペーハー及び塩基状態に応じて選択し、施用する。
- (八) 堆きゆう肥等の有機物施用に努める。
- (九) りん酸及び加里の集積しているところでは、土壌養分に応じてそれら養分を施用しないか若しくは施用量を減らす。
- (十) その他地力の増進を図るための必要な事項
- (十一) 定期的に土壌診断を実施し、土壌の養分に応じた適正な施肥管理を行う。
- (十二) 効率的な輪作により連作障害の防止に努める。

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年七月十九日

一 申請のあった年月日

平成十七年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人むつ下北子育てネットワークひろば
- 三 代表者の氏名
小川 千恵
- 四 主たる事務所の所在地
むつ市新町一七の七
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害のあるなしにかかわらず、むつ下北地域の全ての子ども達が豊かに育ちあえる地域づくりを目指す。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年七月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあった年月日
平成十七年七月六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人さわやかネット
- 三 代表者の氏名
工藤 志朗
- 四 主たる事務所の所在地
八戸市下長六丁目一二の八
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害者、高齢者に対して、日常生活の支援に関する事業を行い、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、浅水

七崎土地改良区の定款の変更を平成十七年七月八日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十七年七月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号 青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭